

秋田商工
会議所
主催

優良社員受賞者 のご推せんをお願いします

秋田商工会議所では、当所表彰規則（裏面）に基づき、毎年「優良社員表彰」を実施しており、会員企業の皆様には、社員の方々に対し、日頃の功績を称える機会としてご活用いただいております。

つきましては、本年も下記のとおり実施いたしますので、該当する社員様がいらっしゃるいましたら、是非、お申込みくださいますようご案内申し上げます。

なお、受賞者の方々には、**9月27日（火）開催の常議員会で選考の後、入場整理券を郵送いたします。** **お問合せ 総務課（TEL:018-866-6674）**



表彰楯

1 推せんの基準

裏面の秋田商工会議所表彰規則による。

2 推せんの期日および提出先

申込締切日 **2022年8月31日（水）※必着**

E-mail : somu@akitacci.or.jp

F A X : 018-862-2101

3 表彰費 1人 12,500円（税込）

受賞者への表彰楯代と祝賀パーティー参加費です。
表彰費は、事業主様よりご負担いただいております。
お支払いは9月30日（金）まで下記口座へお願いします。

お振込先
秋田銀行本店（普）901814
北都銀行本店（普）305446
秋田信用金庫本店（普）946974
秋田県信用組合本店（普）322169

口座名義：秋田商工会議所

※振込手数料は各自ご負担願います。

4 表彰式（日程）

日時 2022年10月13日（木）15:00～18:20

場所 イヤタカ

内容 1. 優良社員表彰式（15:00～）

2. 記念講演（16:00～）

演題：～アナウンサーのこぼれ話～

「楽しく笑って健康人生」

講師：上野 泰夫 氏（フリーアナウンサー／
秋田市観光クチコミ大使）

3. 祝賀パーティー（17:10～）

※十分な感染症対策に努めたうえで開催します。

※祝賀パーティーを着席で行いますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては祝賀パーティーを中止し、お土産のテイクアウトに変更する場合があります。

5 その他

(1) 候補者が2名以上の場合は、本用紙を複写してご使用ください。

(2) 推せんされる際は、次にご注意ください。

・正確に勤続年数を計算してください。

・役員の方は推せんされても表彰できません。

・当所会員企業のみのお申込みとさせていただきます。

第65回 優良社員表彰推せん書

秋田商工会議所 会頭 三浦 廣巳 殿

下記の者は、秋田商工会議所優良社員表彰規則に該当するものと認められるので申請します。

2022年 月 日

申請人	住 所 〒	
	事業所名	(TEL)
	役 職	氏 名 (印)

調 書

候補者	ふりがな		性別	男・女	表彰に関する事項（詳しくご記入ください）
	氏 名				
	生年月日	西暦 年 月 日 年齢			
勤務先の名称					※裏面「表彰規則」第2条を参照してください。
職 名					
勤 続 年 数 (算定基準日10月1日)	(入社年月日) (勤続) 西暦 年 月 日 満 年 ヶ月				

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。

[FAX 018-862-2101 総務課 行]

秋田商工会議所優良社員表彰規則（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規則は、秋田商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員事業所の社員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条 商工会議所会員事業所の社員の表彰は、同一事業所に10年以上勤続し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「優良社員」という。）に対し行う。

- (1) 業務に精励格勤であって他の模範となる者
- (2) 特に技術が優秀であって他の模範となる者
- (3) 発明考案又は改良工夫を行い著しく産業の振興に貢献した者
- (4) 作業能率の改善増進を図り、生産の増強に寄与した者
- (5) 商業に従事するもので、親切丁寧を旨とし市民生活の明朗化に寄与した者
- (6) 取引の改善、又は販路の開拓に著しい功績のあった者
- (7) その他商工業の振興発展に著しく功績のあった者

2 前項の勤続年数の算出は、同一事業所における勤続年数とする。ただし、当該事業所において組織替及び合併等があった場合は、その前後の勤続年数を通算することができる。

（推薦の方法）

第3条 前条の規定に基づき優良社員の表彰を受けようとする事業主は、表面の様式による推薦書を会頭に提出しなければならない。

2 一事業年度において、優良社員の表彰を受けるため、一事業所から推薦する人数の制限はないものとする。

（表彰の種類）

第4条 この規則による表彰は、勤続10年以上20年未満、20年以上30年未満、及び30年以上の3段階とし、各段階においてそれぞれ1回表彰することができる。また、勤続40年以上については、特別に表彰することができる。